(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五十六号及び百九十七号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
高知市潮新町二丁目一三一二番一から同市桟橋通三丁目四五番二まで	前	三〇・八〇～三八・〇〇メートル
	後	三四・四〇～三八・〇〇メートル　〇・〇三八キロメートル
高知市春野町弘岡上字小橋ノ本一九九八番二から同市春野町弘岡上字小橋ノ本一九九八番一まで	前	三六・九〇～六八・六〇メートル
	後	三六・九〇～六二・一〇メートル　〇・一九〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局高知河川国道事務所

○四国地方整備局告示第三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号及び百九十七号	高知市潮新町二丁目一三一二番一から同市桟橋通三丁目四五番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	四国地方整備局及び同局高知河川国道事務所
〃	高知市春野町弘岡上字小橋ノ本一九九八番二から同市春野町弘岡上字小橋ノ本一九九三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十三年四月一日

○九州地方整備局告示第八十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百二号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
糸島市二丈福井字仲田五四六二番二から同市二丈吉井字栗崎三九八五番二まで	前	八・四八～一七・一四メートル
	後	一〇・九四～二〇・一六メートル　〇・四〇二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

二(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百二十四号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
鹿児島市古里町三四九番二から同市古里町三三七番三まで	前	一九・八〇～二八・〇三メートル
	後	二六・八八～四八・〇四メートル　〇・〇六五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

○北海道開発局告示第四十五号

常呂川水系に係る指定区間外の一級河川について昭和五十六年四月一日付けで告示された建設省告示第八百三十四号を次のように改める。

関係図面のうち、第二号図及び第三号図を次のように改める。

その関係図面は、北海道開発局及び同局網走開発建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

北海道開発局長　高松　泰

（図面省略）

○北海道開発局告示第四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

北海道開発局長　高松　泰

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三百三十五号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
北海道標津郡標津町字古多糠一番五地先から同町字古多糠八八四番一まで	前	BA　一七・〇〇～四八・〇〇メートル	
	後	B　一八・五〇～八二・〇〇メートル　一・五九〇キロメートル　一・五七七　一・五七七	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

最上川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十六条の二第三項の水域及び通航方法を次のように指定し、平成二十三年四月十一日から施行する。

平成二十三年四月一日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　水域

水系名	河川名	水域番号		
最上川	置賜野川	十四	左岸	山形県長井市寺泉字藤倉四千百七十七―五地先の標柱一号
			右岸	同市平野字神尾四千百六十五―六十七地先の標柱二号
			左岸	山形県長井市寺泉字合好沢四千百七十八―四地先の標柱四号
			右岸	同市平野字北脇ノ沢四千百六十四―十二地先の標柱三号

から　まで

二　通航方法

水系名	河川名	水域番号	舟又はいかだの別	航路	通航時間	速度
最上川	置賜野川	十四	舟	標柱一号・二号と赤標柱の見通し線で囲まれた水域	日出から日没まで	二ノット以下